

平成 23 年 3 月 10 日  
福祉部介護保険課

### 地域密着型サービス事業者の指定更新について

#### 1 区外指定地域密着型サービス事業者

平成 18 年 3 月 31 日以前から、練馬区民が利用している区外指定地域密着型サービス事業者（みなし指定事業者）について、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外のみなし指定の更新については、みなし指定にかかる被保険者のみに効力を有することとなる。

#### 【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
高齢者在宅サービスセンター長崎第二豊寿園	東京都豊島区長崎 6-34-10	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	12 名	平成 17 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日:平成 29 年 3 月 31 日)